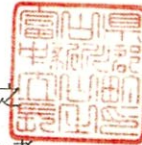




禁複写

立 住 第 673 号
令和 6 年 2 月 13 日一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処分業 許可証
浄化槽清掃業住 所 富山県富山市二口町一丁目7番13
氏 名 クリーン産業 株式会社
代表取締役 針田 正尚 様

立山町長 舟橋 貴之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
浄化槽法第35条 の規定により、次のとおり許可を受けた者

であることを証します。

許可年月日	令和6年4月1日	許可番号	令和5年度許可№25
事務所の所在地及び名称	富山県富山市二口町一丁目7番13 クリーン産業 株式会社		
事業場の所在地	富山県富山市婦中町西本郷613番地1		
事業の範囲	1. ごみ		
許可の有効期限	令和8年3月31日		
許可の更新、変更の状況	平成28年4月1日 更新許可 令和2年4月1日 更新許可 平成30年4月1日 更新許可 令和4年4月1日 更新許可		
条 件	区 域	立山町 (事業系)	
	搬 入 先	可燃：富山地区広域圏クリーンセンター 生ごみ：富山グリーンフードリサイクル(株) 古紙：古紙回収業者	
	法の遵守等	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び立山町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例、その他関係法令を遵守すること。 ② 自動車検査証に定める積載量を厳守すること。過積載の事実が確認された場合は、許可を取り消す場合があります。	

- 教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、立山町長に対して、審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、立山町を被告として（立山町長が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。